

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金、保険情報の照会 ④現況届の処理 ⑤認定請求・その他の届出の処理 ⑥マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受理及びお知らせ機能での通知
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第56項 並びに内閣府・総務省令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二第74、75の項並びに内閣府・総務省令第40条、第40条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二第26、30、87、106の項並びに内閣府・総務省令第19条、第44条、第53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号0859-68-5534

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 1-②事業概要	<p>児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金、保険情報の照会 ④現況届の処理 ⑤認定請求・その他の届出の処理</p>	<p>児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金、保険情報の照会 ④現況届の処理 ⑤認定請求・その他の届出の処理 ⑥マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受理及びお知らせ機能での通知</p>	事前	
平成30年6月1日	I 1-③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和1年6月28日	I 4-②	<p>1 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報照会の根拠】74、75の項 【別表第二における情報提供の根拠】26、30、87の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会の根拠】第40条【情報提供の根拠】第19、44条</p>	<p>1 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報照会の根拠】74、75の項 【別表第二における情報提供の根拠】26、30、87の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会の根拠】第40条、第40条の2【情報提供の根拠】第19、44条</p>	事後	規則改正による
令和1年6月28日	I 5-②	福祉課長 木村利郎	福祉課長	事後	規則改正による
令和1年6月28日	IV	—	記載のとおり	事後	規則改正による
令和2年7月13日	II 2	取扱者数 500人未満	取扱者 500人以上	事後	対象者増加による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月13日	I 3	・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	番号法第9条第1項 別表第一の第56項並びに内閣府・総務省令第44条	事後	評価書の見直しによる
令和2年7月13日	I 4-②	1 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報照会の根拠】74、75の項 【別表第二における情報提供の根拠】26、30、87の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会の根拠】第40条、第40条の2【情報提供の根拠】第19、44条	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二第74、75の項並びに内閣府・総務省令第40条、第40条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二第26、30、87、106の項並びに内閣府・総務省令第19条、第44条、第53条	事後	評価書の見直しによる
令和2年7月13日	II 1,2	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書見直し実施
令和2年7月13日	II 2	500人未満	500人以上	事後	評価書見直し実施
令和3年8月31日	I 4-②	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二第74、75の項並びに内閣府・総務省令第40条、第40条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二第26、30、87、106の項並びに内閣府・総務省令第19条、第44条、第53条	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二第74、75の項並びに内閣府・総務省令第40条、第40条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二第26、30、87、106の項並びに内閣府・総務省令第19条、第44条、第53条	事前	法改正による
令和3年8月31日	II 1,2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書見直し実施
令和3年8月31日	II 2	500人以上	500人未満	事後	評価書見直し実施